

農林水産省消費・安全局  
農産安全管理課 御中

**農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の  
情報提供等に関する具体的な手続きに対する意見**

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ  
理事長 藤田 順子

私たち生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープは「<sup>いのち</sup>生命を<sup>いつく</sup>愛しみ、自立と協同の力で、心豊かな地域社会を創り出します」を理念に掲げ事業と活動に取り組んでいます。

パルシステムでは、遺伝子組換え作物による環境への影響の懸念等を踏まえて、遺伝子組換え技術で生産された作物およびそれを主原料として使用された食品は原則として取り扱わないことを方針化するとともに、現行の表示制度における対象外の商品についても遺伝子組換え作物の使用を副原料まで確認して組合員に開示しています。ゲノム編集技術によって得られる生物も遺伝子組換え作物と同様な環境への影響等が懸念されることから、農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続き（案）に対して以下意見します。

記

**農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供は、遺伝子組換え食品の安全性審査に準じ食品健康影響評価等の審査を経て行うことを要望します。**

（意見の理由）

農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続き（案）では、カルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」に該当しないものを前提としています。この場合、食品健康影響評価等の安全性審査がなされておらず、情報提供の項目となっていません。遺伝子組換え食品と同等の安全性審査を経た上で、HP等での情報公開を必須とすることを要望します。

以上